

令和7年度宮崎県介護テクノロジー導入支援事業の募集について

1 目的

介護現場において、介護ロボットや ICT 機器等の介護テクノロジーの導入は、介護職員の身体的負担の軽減や介護業務の効率化を可能とするものであり、介護職員が継続して働くための環境整備に有効であるため、介護事業所・介護施設における介護テクノロジーの導入に係る経費について補助を行う。

2 補助事業の概要

(1) 実施主体

宮崎県内にある以下の介護事業所・介護施設等（以下「介護事業所」という。）

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム・軽費老人ホーム

(2) 補助対象事業等

以下の要件を満たす機器・システム等を導入する際の経費を支援する。

ア 介護テクノロジーの導入支援

(ア)重点分野に該当する介護テクノロジー	経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下、「重点分野」という。）に該当する機器
(イ)その他	介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等

イ パッケージ型導入支援

(1)介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	アの介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に必要な経費（通信環境整備にかかる経費も含む）
------------------------	---

(3) 補助率等

- ① 補助額 補助率は全ての事業で5分の4
- ② 補助上限額 以下に定めるとおり

ア 介護テクノロジーの導入支援

補助対象経費	上限額（1台あたり）
(ア)介護テクノロジーのうち移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援に該当する機器 (イ)その他で示す機器等	<u>100万円</u>
上記以外の介護テクノロジー	<u>30万円</u>

イ 介護テクノロジーのうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」

職員数（※）	上限額
1名以上10名以下	<u>100万円</u>
11名以上20名以下	<u>150万円</u>
21名以上30名以下	<u>200万円</u>
31名以上	<u>250万円</u>

※ 職員数により合計金額が変動する契約以外の契約の場合は、一律250万円を上限額とする。

※ 訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上限額に5万円を加算する。

※ 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※ 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

ウ パッケージ型導入支援

1事業所につき補助上限額 1,000万円（※1事業所につき1回の補助）

（4）補助要件等

- ① 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- ② 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。
 なお、「SECURITY ACTION」対象外の事業所については、同等の対策（一つ星または二つ星）を講じていることを宣言すること。
- ③ 厚生労働省が発行する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」、「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」、「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」、「介護ロボットのパッケージ導入モデル」、「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。
- ④ ひなた介護DX支援センターが実施する研修を受講（オンデマンド視聴を含む）すること。（受講方法については、採択された事業者へ別途通知予定）
- ⑤ 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（Long-term care Information system

For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。

- ⑥ 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)
- ⑦ 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告すること。

3 対象外となる経費について

- ・ 交付決定前に発注、購入、リース又は工事請負契約を締結したもの
- ・ この補助金の交付と対象経費を重複して、国及び本県の他の補助金の交付を受けているもの又は受ける予定のもの
- ・ 既に保有しているソフト及び機器等の廃棄にかかる経費
- ・ インターネット回線使用料等の通信費
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ その他、本事業として適当とは認められない費用

4 今後の事業スケジュール (予定)

主体	内容	時期
県⇒事業者	募集 (※要望調査)	8月8日 (金) ~9月3日 (水)
事業者⇒県	交付申請 (※後日県から案内)	9月中旬頃
県⇒事業者	交付決定通知	9月下旬~10月上旬
事業者⇒県	事業着手 (※交付決定後) 実績報告	交付決定日~ 令和8年1月30日 (金)
県⇒事業者	額の確定通知	2月下旬~3月上旬
事業者⇒県	請求書提出	3月上旬~
県⇒事業者	補助金支払い	3月末まで

5 本補助金にかかる公募期間及び提出方法

- ・ 公募期間：令和7年8月8日 (金) から令和7年9月3日 (水)
 - ※ 公募期間終了後、提出された要望調査をもとに審査を行い、その後本申請の手続のご案内をする予定です。
 - ※ 要望額が予算額を上回った場合は、過去の補助実績等を考慮して事業を採択することとなります。今回の要望調査の回答をもって、補助金の交付が確約されるものではありませんのであらかじめ御了承ください。

- ・ 提出方法：電子申請システム

【電子申請 URL】 <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure/4025016060235170530>



【問合せ先】

宮崎県福祉保健部長寿介護課施設介護担当

TEL：0985-26-7058

メールアドレス：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp